

消費生活のこと

消費者ってどんな人？

私たちは、普段の生活の中で、買い物をしたり、電車に乗ったり、インターネットを使ったりしますね。このように、商品やサービスを購入し、利用する人のことを「消費者」と言います。つまり、私たち中学生も消費者です。いま、消費者をめぐるさまざまなトラブルが起っています。

消費者クイズ

私たち中学生の日常にも、消費生活にまつわる疑問・トラブルはたくさんあります。次のクイズにチャレンジしてみましょう。



① 契約って？

コンビニでジュースとお菓子を買ったよ。これって契約なの？



YES ・ NO

→ 参考：2ページ「契約について知ろう」

② カードの貸し借り

*プリペイドカードを持っているのだけど、買い物中に友だちから「貸して」って言われた。少額だし、貸しても大丈夫だね？



※事前に必要な金額をチャージ (入金) して使うカード

YES ・ NO

→ 参考：3ページ「いろいろなカードについて知ろう」

③ 悪質商法

街を歩いていたら、声をかけられた。アンケートくらい記入してもいいかな？



YES ・ NO

→ 参考：4ページ「悪質商法に気をつけよう」

④ インターネット通販

インターネット通販で、ずっと欲しかったスニーカーが格安で売られているのを見つけた。売り切れる前にすぐに購入したほうがいい？



YES ・ NO

→ 参考：5ページ「インターネットを安全に使おう」

⑤ 著作権

音楽をダウンロードして買ったなら友だちに、「その音楽をコピーして」って頼まれた。でもそれって違法だよな？



YES ・ NO

→ 参考：6ページ「インターネットを安全に使おう」

⑥ 私たちの行動が社会を変える！？

買ったばかりのドライヤー。取扱説明書を読んで、正しく使っていたのに、突然火花が出た！すぐに消えたし、やけどはしなかったけど…



このあと、あなたならどうする？

→ 参考：7ページ「消費者の行動が社会を変える！」

契約について知ろう

①の答え：YES

コンビニでの買い物も契約になります。(売買契約)

契約とは？

契約とは、法律上の責任が生じる約束のことです。

どんなものが契約？

- 店で買い物をする
 - CDをレンタルする
 - 電車に乗る
 - テレビを見る
 - 携帯電話を利用する
- など

客：消費者



買いたい

意思の合致

売りたい

契約の成立：消費者と販売者の双方に義務と権利が生じる

代金を支払う

義務

商品やサービスを提供する

商品やサービスを受け取る

権利

代金を受け取る

店員：販売者



問題1

契約が成立したのは、①～④のうち、どの場面でしょうか？番号に○をつけよう。(答えは最後のページ)

<p>①</p>  <p>客 (来店)</p> <p>店員 いらっしゃいませ。</p>	<p>②</p>  <p>客 アイス3つください。</p> <p>店員 かしこまりました。 600円になります。</p>	<p>③</p>  <p>客 (600円出す)</p> <p>店員 600円、 いただきます。</p>	<p>④</p>  <p>客 ありがとうございます。</p> <p>店員 またお越しください。</p>
--	---	---	--

問題2

契約について、それぞれ正しい方に○をつけよう。(答えは最後のページ)

- 契約が成立すると、販売者には【① 商品やサービスを提供する・支払い】義務が、消費者には【② 商品やサービスを提供する・支払い】義務が生じます。
- 両者の合意があれば契約は成立します。契約書に署名して印鑑を押す【③ 必要があります・必要はありません】。
- 成立した契約は、原則として一方的に解除することが【④ できます・できません】。

契約を取り消せる場合

次のように、法律で認められている場合に限って、契約を取り消すことができます。

① 不適切な勧誘や不当な契約の項目があった場合

(例)：商品の価格や品質に偽りがあった

② 未成年者(満18歳未満)が契約した場合

注意 親権者から認められた範囲(お小遣いなど)での契約や、本人が年齢を偽って結んだ契約などは取り消せません。

③ 販売員の突然の訪問などで取引した契約の場合 → 4ページのクーリング・オフ制度の解説へ



いろいろなカードについて知ろう

いろいろなカードの種類

私たちの周りには様々なカードがあふれています。カードの機能を知り、正しく利用しましょう。

カードの機能	種類	
代金を支払う	前払い	プリペイドカード
	即時払い	デビットカード
	後払い	クレジットカード
現金を引き出す	自分のお金を引き出す	キャッシュカード

プリペイドカード：前払い（図書カードなど）

プリペイド (prepaid) とは、「前払いの」という意味です。代金を先に払ってカードを購入し、その金額の範囲内で買い物などができます。また、残高がゼロになってもお金をチャージ(入金)することで、繰り返し利用できる「プリペイド型電子マネー」(JR西日本のICOCAなど)もあります。



デビットカード：即時払い

買い物の代金が販売時点で預金口座から引き落とされます。口座残高の範囲内で買い物ができ、使い過ぎを防止できます。



クレジットカード：後払い

クレジット (credit) とは、「信用」という意味です。クレジット契約の例クレジットカードで買い物をするのは、クレジット会社に借金をすることと同じです。中学生は収入がなく、18歳未満なのでカードは発行されませんが、将来カードが使えるようになった時に、きちんと管理できる力を身に付けましょう。



②の答え：NO

プリペイドカードはお金と同じです。どんなに仲が良い相手でも、貸し借りはやめましょう。



プリペイドカードのトラブルに気をつけて！

最近、Amazonギフトカードなど、「サーバ型プリペイドカード」がオンライン決済に利用されています。IDを用いて管理されているので、他人にIDを教えることは、お金を渡すのと同じことです。その性質を詐欺に利用されることもあるので、絶対に他人にカードの番号を教えないようにしましょう。



問題3

現金払いとプリペイドカード、クレジットカードのメリット・デメリットについて説明した文章として適当なものを、下の選択肢からそれぞれ選んで、枠内に数字を書き込もう。複数のカードの説明になっている文章もあります。

	メリット	デメリット
現金払い		
プリペイドカード		
クレジットカード		

【メリットの選択肢】

- ①現金を持たずに買い物ができる
- ②分割払いなど自分に合った支払方法を選べる
- ③入金されている金額までしか買い物できないので、使い過ぎが防止できる
- ④残っている金額が分かり、使い過ぎを防止できる

【デメリットの選択肢】

- ⑤使いすぎてしまい、後払いの返済ができなくなる可能性がある
- ⑥持っている現金以上の買い物はできない
- ⑦一度入金したら返金が難しい
- ⑧カードの残高が分かりにくい
- ⑨支払方法によっては手数料がかかる

インターネットを安全に使う

インターネット通販の相談が増えています

携帯電話やスマートフォンなどの普及によって中学生もインターネットを利用する機会が増えました。とても便利ですが、トラブルに巻き込まれるケースも増加しています。

インターネット通販・フリーマーケットのトラブル

(例) フリマアプリで購入した商品が偽物だったので、出品者に返品を依頼したが応じてもらえず、アプリ運営業者に相談したら「当事者間で話し合うように」と言われた。

→フリマサービスは個人同士の取引であり、トラブル解決は当事者間で図ることが求められている点を理解して利用しましょう。



④の答え：NO

インターネット通販で、代金を払っても商品が届かないトラブルが多発しています。支払う前に必ず企業名や住所、電話番号を確認しましょう。実在のサイトを騙った偽サイトも増えています。

迷惑メール (SMSなど)

(例) 通販業者から有料動画の料金が未納であるとのSMSが届いた。確認しようと電話をしたら高額な請求を受けた。

→知らないアドレスから来たメールは、絶対に開封せず、無視して削除しましょう。



ワンクリック詐欺

(例) 興味本位で無料サイトの「18歳以上」をクリックしたら、「登録完了」となり、高額な料金を請求する画面が消えない。

→お金を支払う必要はありません。あなたの連絡先が知られてしまいます。業者には絶対、連絡してはいけません。



オンラインゲームで高額請求

(例) タブレット端末でオンラインゲームのアイテムを購入したら、高額な料金がクレジット会社から引き落とされていた。

→遊ぶ前に、必ず家族と料金について確認し、遊び方のルールを決めましょう。



対応に困った時は、消費生活センターに相談しましょう

福井県消費生活センターには、こんな相談が寄せられています

令和4年度の20歳未満の相談件数は**82件**でした。

相談事例

- 親に無断でオンラインゲームに多額の課金をしたことが判明。返金してほしい。
- ファンクラブにネット入会したが会員証が届かず、苦情を伝えたが、その後電話が繋がらない。

→支払い手段が何であれ、未成年者取消権を行使することはできます。ただ、自分は成年だとうそをついて契約した場合などは、お金をとり返せない場合もあります。勝手に高額な買い物をしないよう親子で話し合しましょう。

→購入する前に、販売者の連絡先や返品・返金の可否について、表示や規約を確認しましょう。返品・返金は販売者側のサービスであって義務ではありません。また、インターネット通販に「クーリング・オフ制度」の適用はありません。

注意

令和4年4月から成年年齢が18歳になりました！

18歳というと高校3年生にあたります。成人になると、**未成年取消権は行使できません。**

慎重に判断して、商品やサービスを購入しましょう。怪しい話にはすぐ乗らず、家族と相談するなどしましょう。



まだまだあります インターネットのトラブル

世界中の人が見ることができるインターネットでは、無意識のうちにトラブルに巻き込まれたり、自分が加害者になったりするおそれがあります。自分が発信する情報の内容に気をつけましょう。

SNSなどによる個人情報流出

LINE、Twitter、InstagramなどのSNSで、名前を出さなくても、投稿内容や写真、GPS機能から個人を特定されることがあります。インターネット上での完全な匿名はありません。

流出した情報が原因で犯罪やトラブルに巻き込まれる可能性もあります。気軽に自分や友だちの情報を発信するのはやめましょう。



⑤の答え：YES

自分で買ったCDを自分用にパソコンや携帯プレーヤーにコピーすることは問題ありません。しかし、そのファイルを友だちにあげたり、自分のサイトにアップしたりすることは著作権法違反になります。

著作権

他の人が創作した文章やイラストを、本人の承諾なく勝手に使用することは著作権法で禁止されています。

無許可でアップロードされた音楽や映像を無料ダウンロードすることも法律違反になります。気をつけましょう。



インターネットを安全に使うために

問題5

インターネットを安全に使うために注意することとして、次の文章の①～⑤にあてはまる言葉を、文章下の語群から選んで書き込もう。(答えは最後のページ)

- インターネットを使う【①】・場所を家族と決める。
- 携帯電話やスマートフォンの【②】 サービスを活用する。
- インターネット通販やダウンロードサイトを利用したいときは、必ず【③】 に相談する。
- 不用意に【④】 や他人の悪口、ウソを書き込まない。
- 事故の様子や【⑤】 をいたずらに投稿しない。

語群

家族 個人情報 フィルタリング 時間 悪ふざけ行為

ふくいスマートルール

1. インターネット上に、人の嫌がることや悪口を書き込みません。
・インターネット上に、名前・住所・顔写真などの個人情報を安易に載せません。
2. SNSやメールおよびゲームなどの通信は、夜9時以降は行いません（緊急なときは除く）。
・SNSやメールおよびゲームなどの通信は、1日1時間までとします。
3. インターネットやSNSのより良い使い方を考えます。
・インターネットやSNSでいじめなどの問題が起こったら、親や先生などに相談します。

こちらも参考にしよう



(福井県教育委員会 2015年策定)

消費者の行動が社会を変える！

あなたの行動次第で…

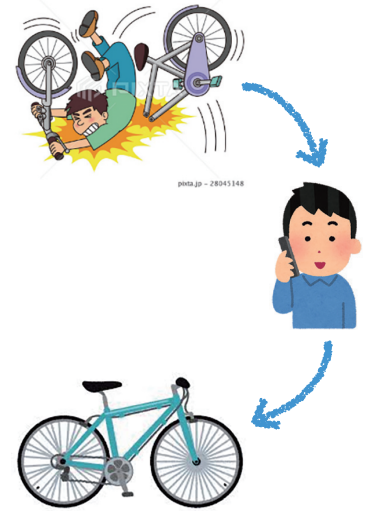
商品に不備があったとき、「我慢すればいいや」と何も行動しないと、同じような被害にあう人が増えるかもしれません。しかし、業者や消費生活センターにトラブルを伝えることで、その商品は改善されるでしょう。

つまり、あなたの行動が他の人を助けることにもつながるのです。

できることから始めよう

みなさんは買い物をするとき、商品がどのように作られたか、使い終わった後どうなるか、考えたことはありますか？ 安い商品や有名な商品を買うだけが、かしい買い物ではありません。

買い物は、投票のようなものです。企業はお客さんが買ってくれるものを研究し、販売します。消費者の買い物によって、企業が販売する商品を変えていくこともできるのです。



① 消費者

この部分を改良してほしいな
こういう商品があったらいいな

② 企業

消費者が買いたいと思う
商品を作って売ろう

③ 消費者

この商品は使いやすくていいな
また買いたいな

環境にやさしい
商品を買おう

フェアトレード
のチョコを買って
みようかな

誰もが暮らしやすい
社会をめざそう！

フェアトレード

途上国で作られたものを適正な価格で継続的に売り買いする仕組み。生産者に安定した収入が入り、途上国の人々の支援につながる。フェアトレードの商品には、フェアトレード認証ラベルがついている。

3つのRでゴミを減らそう

むだに使われる資源を減らし、より持続可能な社会をつくるために、3Rを推進しよう。

問題6

取り組み内容としてあてはまるRecycle(リサイクル)・Reuse(リユース)・Reduce(リデュース)を、下の①～③にそれぞれ書き込もう。(答えはページ最後)

①	②	③
<p>ごみの発生抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> マイバッグやマイボトルを使いましょう。 	<p>物の再利用</p> <ul style="list-style-type: none"> つめかえができる商品を選びましょう。 フリーマーケットやリサイクルショップなどを活用しましょう。 	<p>ごみの再資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> 缶、びん、古紙、ペットボトルなど資源の再生利用に協力しましょう。

福井県の取り組み

厳選ふくいの味認証マーク

福井県産の農林水産物を主原料とした加工食品や、伝統技術により製造された特色ある加工食品に「厳選ふくいの味認証マーク」がついています。地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」をすることで、地域経済の活性化につながります。



私たち消費者の行動は、社会や環境に大きな影響を与えています。影響を考えた上で消費し、より良い社会の実現を目指して積極的に参加する社会を「消費者市民社会」といいます。たくさんの情報にまどわされず、自分に合ったもの、社会や環境にやさしいものを選ぶ消費者をめざしましょう！

持続可能な開発目標(SDGs)

国連では、人類がこの地球で暮らし続けていくために2030年までに達成すべき17の目標【持続可能な開発目標(SDGs)】を設けています。

前頁の「環境・地域・社会に配慮した行動」は、SDGsにも関連しています。身近なことから取り組んでいきましょう。

また、環境、人、社会、地域に配慮した消費＝「エシカル消費」を心がけましょう

例：食べ残しを無くす(食品ロス)、フェアトレード、
地元の食材を消費する(地産地消)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ふくい
SDGs

福井県版SDGs公式ロゴマーク

あなたができる環境・地域・社会に配慮した消費行動を考えてみよう 例)使っていない電気をこまめに消す

消費生活に関する相談は…

消費者ホットライン

い や や
188



あるいは下記センターへ

● 福井県消費生活センター ☎ 0776-22-1102

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA 7階)

● 福井県嶺南消費生活センター ☎ 0770-52-7830

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟 3階)

受付時間 / 9:00~17:00

※土曜・日曜も相談を受け付けています。

※嶺南消費生活センターは、第3日曜日が休館日です。

※新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

問題の答え

(問題3、4は解答例)

問題1 ②

問題2 ①商品やサービスを提供する ②支払い ③必要はありません ④できません

問題3 現金払い…メリット④ デメリット⑥

プリペイドカード…メリット①、③ デメリット⑦、⑧

クレジットカード…メリット①、② デメリット⑤、⑨

問題4 モデルに興味はないので、行きません

(「いいです」「結構です」はOKの返事だと思われる危険性があるので注意しよう)

問題5 ①時間

②フィルタリング

③家族

④個人情報

⑤悪ふざけ行為

問題6 ①Reduce

②Reuse

③Recycle

